

住民税均等割のみ課税世帯等の皆さまへ

令和5年度有田川町物価高騰対応重点支援給付金（拡充分） 住民税均等割のみ課税世帯（10万円/1世帯）のご案内

- 住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金は（**1世帯あたり10万円**）は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、影響を受ける「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯」を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、申請による手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10**万円

給付金の支給時期

有田川町が確認書(または申請書)を受理した日の翌月が目安です。

返信（申請）期限

令和6年5月31日（金）必着

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯は次の①②に該当すること

- ① **令和5年12月1日時点**で、有田川町に住民登録がある世帯
- ② 次のいずれかにあてはまる世帯であること。

令和5年度住民税が
「均等割のみ課税」
されている世帯

令和5年度住民税が
「均等割のみ課税世帯」
であるが、本町で課税状況が
確認できない者を含む世帯

本町より**3月中旬**に確認書が届きます。（返送してください）

詳しくは裏面「I」へ



申請が必要です

令和5年1月2日以降に有田川町へ転入された方等がいる世帯です。

詳しくは裏面「II」へ



支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯

- 対象となる世帯には、有田川町から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。（オレンジ色）
- 内容を確認のうえ、**有田川町に返送してください。**

【確認事項】

- ①世帯全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない。
- ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいない。
- ③他の自治体で住民税非課税世帯等に対する給付金を受けていない。

【添付書類】

- ①振込口座が確認できる通帳等の写し
- ②本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等の写しのうち1点）

II 令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯であるが有田川町で課税状況が確認できない方を含む世帯

- 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入してきた方がいる世帯などが給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書とIの添付書類と**令和5年度住民税課税証明書**の提出が必要です。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中でも受給できる場合があります。
- 詳しくは、コールセンターにお問合わせください。申請書様式や申告方法は町ホームページからご確認いただけます。

【こども加算分】

- 世帯の中に、18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童がいる場合、児童一人当たり5万円のこども加算が、後日、世帯主に給付されます。
※基準日の翌日以降に出生した児童も支給対象になります。
- 支給対象となる世帯へは「支給のお知らせ」を送付します。



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

不審な電話や郵便があったときは、有田川町や警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

有田川町物価高騰対応重点支援給付金コールセンター

(担当課:やすらぎ福祉課)

有田川町役場金屋庁舎1階応接室内：有田川町大字中井原136番地2

HPはこちら



0120-600-833 (フリーダイヤル)

受付時間 午前8時30分～午後4時30分(土・日・祝日を除く)

